

令和3年三重県議会定例会
総務地域連携デジタル社会推進常任委員会
提出資料

◎ 議提議案説明事項

議提議案第5号 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において
選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

令和3年5月7日

議提議案第5号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における一票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行うものである。

第2 施行期日

次の一般選挙から施行する。

議提議案第五号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和三年四月二十八日

提出者

津村 衛
 稲垣 昭義
 小林 正人
 村林 聡
 三谷 哲央
 津田 健児

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前																																							
<p>(定数)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、四十八人とする。</p> <p>（選挙区及び各選挙区の議員の数）</p> <p>第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>選挙区</th> <th>名称</th> <th>区域</th> <th>選挙すべき議員の数</th> </tr> <tr> <td>東紀州選挙区</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>尾鷲市</td> <td>尾鷲市</td> <td>熊三人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>野市</td> <td>北牟</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>婁郡</td> <td>南牟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				選挙区	名称	区域	選挙すべき議員の数	東紀州選挙区	(略)	(略)	(略)	尾鷲市	尾鷲市	熊三人		野市	北牟			婁郡	南牟			<p>(定数)</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、三重県議会の議員の定数は、五十一人とする。</p> <p>（選挙区及び各選挙区の議員の数）</p> <p>第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、三重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>選挙区</th> <th>名称</th> <th>区域</th> <th>選挙すべき議員の数</th> </tr> <tr> <td>伊勢市選挙区</td> <td>伊勢市</td> <td>四人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾鷲市・北牟</td> <td>尾鷲市</td> <td>北二人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>婁郡選挙区</td> <td>牟婁郡</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				選挙区	名称	区域	選挙すべき議員の数	伊勢市選挙区	伊勢市	四人		尾鷲市・北牟	尾鷲市	北二人		婁郡選挙区	牟婁郡		
選挙区	名称	区域	選挙すべき議員の数																																								
東紀州選挙区	(略)	(略)	(略)																																								
尾鷲市	尾鷲市	熊三人																																									
野市	北牟																																										
婁郡	南牟																																										
選挙区	名称	区域	選挙すべき議員の数																																								
伊勢市選挙区	伊勢市	四人																																									
尾鷲市・北牟	尾鷲市	北二人																																									
婁郡選挙区	牟婁郡																																										

伊賀市選挙区 (略)	伊賀市 (略)	二人 (略)	亀山市選挙区 (略)	亀山市 (略)	一人	婁郡
---------------	------------	-----------	---------------	------------	----	----

伊賀市選挙区 (略)	伊賀市 (略)	三人 (略)	婁郡選挙区 (略)	牟婁郡 (略)	二人	鳥羽市 熊野市・南牟婁郡 一人	亀山市選挙区 一人 一人
---------------	------------	-----------	--------------	------------	----	-----------------------	--------------------

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

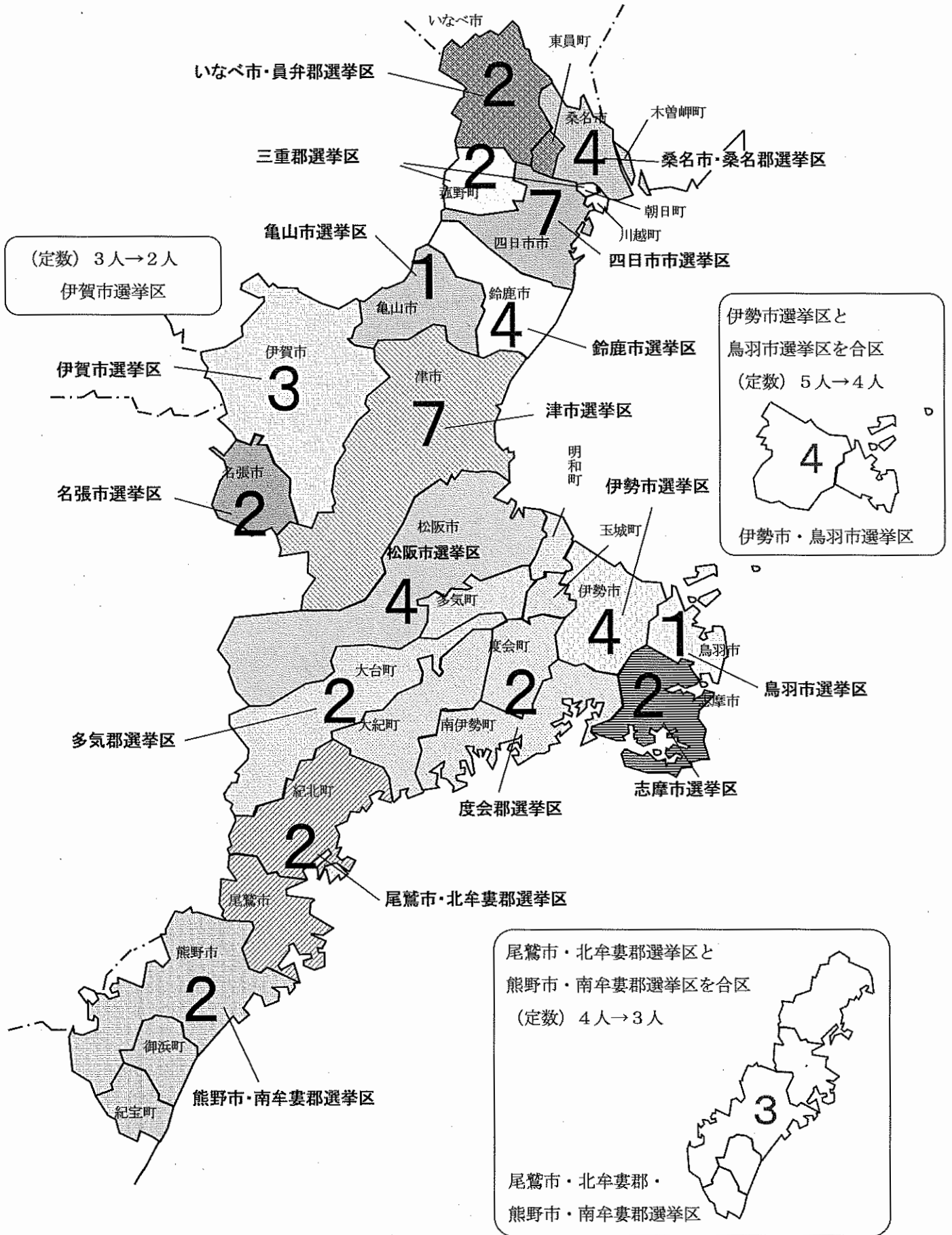
提案理由

選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ、地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における一票の格差の是正等を図るため、所要の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

三重県議会議員の定数及び選挙区等

- (1) 現行条例 定数 51 人、17 選挙区
- (2) 改正条例案 定数 48 人 (3 人減)、15 選挙区 (次の一般選挙から適用)

※ 改正後の改正選挙区と定数は、 で表示



三重県議会議員の定数及び選挙区等(現行条例 総定数51人)

選挙区	区域	人口(人) 2020.9月別 人口調査	配当基 数	整数				人口割 実定数	人口/定数	一票の較 差 対最 大値	定数 増減	定 数	人口/定数	一票の較 差 対最 大値	
				整数	小数	順位	調整								
1	津市	津市	273,267	7,880	7	0.880	4	1	8	34,158	1.46	-1	7	39,038	1.28
2	四日市市	四日市市	310,263	8,947	8	0.947	2	1	9	34,474	1.45	-2	7	44,323	1.13
3	伊勢市	伊勢市	122,432	3,530	3	0.530	8	1	4	30,608	1.63	0	4	30,608	1.63
4	松阪市	松阪市	158,472	4,570	4	0.570	7	1	5	31,694	1.58	-1	4	39,618	1.26
5	桑名市・桑名郡	桑名市	138,798	4,178	4	0.178	16	0	4	36,221	1.38	0	4	36,221	1.38
		木曾岬町	6,086												
		計	144,884												
6	鈴鹿市	鈴鹿市	195,250	5,630	5	0.630	6	1	6	32,542	1.54	-2	4	48,813	1.02
7	名張市	名張市	75,942	2,190	2	0.190	15	0	2	37,971	1.32	0	2	37,971	1.32
8	尾鷲市・北牟婁郡	尾鷲市	16,079	0,879	0	0.879	5	1	1	30,471	1.64	1	2	15,236	3.28
		紀北町	14,392												
		計	30,471												
9	亀山市	亀山市	49,971	1,441	1	0.441	11	0	1	49,971	1.00	0	1	49,971	1.00
10	鳥羽市	鳥羽市	17,421	0,502	0	0.502	9	1	1	17,421	2.87	0	1	17,421	2.87
11	志摩市	志摩市	45,834	1,322	1	0.322	12	0	1	45,834	1.09	1	2	22,917	2.18
12	熊野市・南牟婁郡	熊野市	15,806	0,986	0	0.986	1	1	1	34,196	1.46	1	2	17,098	2.92
		御浜町	7,986												
		紀宝町	10,404												
		計	34,196												
13	いなべ市・員弁郡	いなべ市	45,323	2,047	2	0.047	17	0	2	35,491	1.41	0	2	35,491	1.41
		東員町	25,658												
		計	70,981												
14	伊賀市	伊賀市	85,883	2,477	2	0.477	10	0	2	42,942	1.16	1	3	28,628	1.75
15	三重郡	菟野町	40,329	1,916	1	0.916	3	1	2	33,224	1.50	0	2	33,224	1.50
		朝日町	11,070												
		川越町	15,048												
		計	66,447												
16	多気郡	多気町	14,160	1,309	1	0.309	13	0	1	45,382	1.10	1	2	22,691	2.20
		明和町	22,523												
		大台町	8,699												
		計	45,382												
17	度会郡	玉城町	15,113	1,198	1	0.198	14	0	1	41,536	1.20	1	2	20,768	2.41
		度会町	7,772												
		大紀町	7,725												
		南伊勢町	10,926												
		計	41,536												
計			1,768,632	51	42			9	51	49,971	2.87	0	51	49,971	3.28
										17,421	↑較差			15,236	↑較差
議員一人当たり人口			34,679												
同上の1/2の人口			17,340												

逆転現象の確認	(人口) (定数)		(人口) (定数)		(人口) (定数)			
	四日市市	310,263	7	伊賀市	85,883	3	多気郡	45,382
津市	273,267	7	名張市	75,942	2	度会郡	41,536	2
鈴鹿市	195,250	4	いなべ市・員弁郡	70,981	2	熊野市・南牟婁郡	34,196	2
松阪市	158,472	4	三重郡	66,447	2	尾鷲市・北牟婁郡	30,471	2
桑名市・桑名郡	144,884	4	亀山市	49,971	1	鳥羽市	17,421	1
伊勢市	122,432	4	志摩市	45,834	2			

三重県議会議員の定数及び選挙区等(改正条例案 総定数48人)

選挙区	区域	人口(人) 2020.9月別 人口調査	配当基数	整数				人口割 実定数	人口/定数	一票の較 差 対最 大値	定数 増減	定数	人口/定数	一票の較 差 対最 大値	
				小数	順位	調整									
1	津市	津市	273,267	7.416	7	0.416	7	1	8	34,158	1.46	-1	7	39,038	1.28
2	四日市市	四日市市	310,263	8.420	8	0.420	6	1	9	34,474	1.45	-2	7	44,323	1.13
3	伊勢市・鳥羽市	伊勢市	122,432	3.796	3	0.796	4	1	4	34,963	1.43	0	4	34,963	1.43
		鳥羽市	17,421												
	計	139,853													
4	松阪市	松阪市	158,472	4.301	4	0.301	10	0	4	39,618	1.26	0	4	39,618	1.26
5	桑名市・桑名郡	桑名市	138,798	3.932	3	0.932	1	1	4	36,221	1.38	0	4	36,221	1.38
		木曾岬町	6,086												
	計	144,884													
6	鈴鹿市	鈴鹿市	195,250	5.299	5	0.299	11	0	5	39,050	1.28	-1	4	48,813	1.02
7	名張市	名張市	75,942	2.061	2	0.061	15	0	2	37,971	1.32	0	2	37,971	1.32
8	尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡	尾鷲市	16,079	1.755	1	0.755	5	1	2	32,334	1.55	1	3	21,556	2.32
		紀北町	14,392												
		熊野市	15,806												
		御浜町	7,986												
		紀宝町	10,404												
	計	64,667													
9	亀山市	亀山市	49,971	1.356	1	0.356	8	0	1	49,971	1.00	0	1	49,971	1.00
10	志摩市	志摩市	45,834	1.244	1	0.244	12	0	1	45,834	1.09	1	2	22,917	2.18
11	いなべ市・員弁郡	いなべ市	45,323	1.926	1	0.926	2	1	2	35,491	1.41	0	2	35,491	1.41
		東員町	25,658												
	計	70,981													
12	伊賀市	伊賀市	85,883	2.331	2	0.331	9	0	2	42,942	1.16	0	2	42,942	1.16
13	三重郡	菟野町	40,329	1.803	1	0.803	3	1	2	33,224	1.50	0	2	33,224	1.50
		朝日町	11,070												
		川越町	15,048												
	計	66,447													
14	多気郡	多気町	14,160	1.232	1	0.232	13	0	1	45,382	1.10	1	2	22,691	2.20
		明和町	22,523												
		大台町	8,699												
	計	45,382													
15	度会郡	玉城町	15,113	1.127	1	0.127	14	0	1	41,536	1.20	1	2	20,768	2.41
		度会町	7,772												
		大紀町	7,725												
		南伊勢町	10,926												
	計	41,536													
計			1,768,632	48	41			7	48	49,971	1.55	0	48	49,971	2.41
										32,334	↑較差			20,768	↑較差
議員一人当たり人口			36,847												
同上の1/2の人口			18,423												

逆転現象の確認	(人口) (定数)		(人口) (定数)		(人口) (定数)			
	四日市市	310,263	7	伊賀市	85,883	2	志摩市	45,834
津市	273,267	7	名張市	75,942	2	多気郡	45,382	2
鈴鹿市	195,250	4	いなべ市・員弁郡	70,981	2	度会郡	41,536	2
松阪市	158,472	4	三重郡	66,447	2			
桑名市・桑名郡	144,884	4	尾鷲市・北牟婁郡・熊野市・南牟婁郡	64,667	3			
伊勢市・鳥羽市	139,853	4	亀山市	49,971	1			